

令和5年(2023年)6月26日

## 議 会 運 営 委 員 会 議 題

- 1 追加提出案件について
  
- 2 陳情の取下げについて
  
- 3 新たに受理した陳情とその取扱いについて
  
- 4 本会議の運営について
  - 議事日程（別紙1）
  - 議事の順序（別紙2）
  
- 5 その他
  - (1) 令和5年第3回定例会の日程について
  - (2) 令和5年第4回定例会の日程について
  - (3) その他

# 資料 1

令和5年（2023年）6月26日

## 令和5年第2回中野区議会定例会追加提出案件

### ◆ 同意案件

#### 4 中野区監査委員選任の同意について

令和5年6月30日をもって任期満了となる監査委員の後任者として、次の方を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。

氏名 えびさわ けんいち 海老沢 憲一 さん  
生年月日 昭和37年（1962年）●月●日（●●歳）  
住所 東京都昭島市●●●  
選任区分 識見を有する者  
主な経歴 別紙のとおり

# 資料 2

令和 5 年 (2023 年) 6 月 26 日  
議 会 運 営 委 員 会 資 料

## 陳情の取下げについて

第 8 号陳情 「中野サンプラザを含む中野駅前再開発事業」について

# 資料 3

令和5年(2023年)6月26日  
議会運営委員会資料

## 新たに受理した陳情とその取扱いについて

### ○6月9日までに受理した陳情の取扱いについて

- ・第2号陳情 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書

- ・第3号陳情 乳幼児（生後6ヶ月から4歳）と小児（5歳から11歳）のコロナワクチン接種に関する陳情

(厚生委員会)

(令和5年6月16日訂正願提出)

- ・第4号陳情 インボイス制度の導入延期を求める意見書を政府に提出することについて

(区民委員会)

- ・第5号陳情 消費税インボイス制度導入の中止を求める意見書を政府に提出することについて

(区民委員会)

- ・第6号陳情 加齢に伴う難聴を改善するため、補聴器購入費助成等の支援策を求める陳情

(厚生委員会)

- ・第7号陳情 中野区議会傍聴に関する運営ルールの変更と必要な情報開示を求める陳情

(議会運営委員会)

- ・第8号陳情 「中野サンプラザを含む中野駅前再開発事業」について

(令和5年6月9日訂正願提出)

(令和5年6月20日取下願提出)

- ・第9号陳情 中野区の「地域子ども施設の整備・事業展開の方向性」に対するこどもの意見聴取と、こどもの意見反映について

(子ども文教委員会)

# 資料 4

令和5年（2023年）6月26日  
議会運営委員会資料

## 陳情の訂正について

第3号陳情 乳幼児（生後6ヶ月から4歳）と小児（5歳から11歳）のコロナワクチン接種に関する陳情

第8号陳情 「中野サンプラザを含む中野駅前再開発事業」について

# 別紙 1

## 議 事 日 程

令和5年(2023年)6月26日午後1時開議

### 日程第1

第49号議案 中野区特別区税条例の一部を改正する条例

### 日程第2

第42号議案 令和5年度中野区一般会計補正予算

第43号議案 中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

第44号議案 中野区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第45号議案 中野区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第46号議案 もみじ山文化センター西館トイレ改修等工事請負契約

第47号議案 温暖化対策推進オフィス跡施設整備工事請負契約

第48号議案 哲学堂公園庭球場照明等改修工事請負契約

第59号議案 旧中野東中学校校舎等解体工事請負契約に係る契約金額の変更について

第60号議案 谷戸小学校普通教室棟増築等工事請負契約

### 日程第3

第50号議案 中野区障害者福祉会館条例等の一部を改正する条例

第51号議案 中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

### 日程第4

第52号議案 中野区中野四丁目地区における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例

### 日程第5

第53号議案 中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第54号議案 中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第55号議案 中野区立学童クラブ条例の一部を改正する条例

第56号議案 中野区立キッズ・プラザ条例の一部を改正する条例

第57号議案 中野区立学校設置条例の一部を改正する条例

第58号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

### ○議事の順序（令和5年6月26日）

(1) 開議

(2) 一般質問

(10名。細野かよこ議員、武井まさき議員、間ひとみ議員、むとう有子議員、  
石坂わたる議員、小宮山たかし議員、吉田康一郎議員、立石りお議員、  
斉藤けいた議員、井関源二議員)

( ) (日程追加、先議)

日程第 〃、同意第4号「中野区監査委員選任の同意について」

※上程、区長の説明、質疑・委員会付託・討論省略、採決 ( )

(3) 日程第1、第49号議案「中野区特別区税条例の一部を改正する条例」

※上程、委員長報告省略、討論、採決（簡易）

(4) 日程第2、第42号議案から第48号議案まで、第59号議案及び第60号議案の計9件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（総務）

(第44号議案及び第45号議案の計2件については、特別区人事委員会の意見を聴取したの  
で、その写しにより、議長から報告する。)

(5) 日程第3、第50号議案及び第51号議案の計2件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（厚生）

(6) 日程第4、第52号議案「中野区中野四丁目地区における建築物の制限に関する条例等の一部  
を改正する条例」

※上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（建設）

(7) 日程第5、第53号議案から第58号議案までの計6件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（子ども文教）

(第58号議案については、特別区人事委員会の意見を聴取したので、その写しにより、議長から報告する。)

(8) 陳情の常任委員会及び議会運営委員会への付託 (付託件名表 I)

(9) 散会



5 特人委給第 117 号  
令和 5 年 6 月 2 2 日

中野区議会議長  
酒井 たくや 様

特別区人事委員会  
委員長 中山 弘子



「職員に関する条例」に対する特別区  
人事委員会の意見聴取について（回答）

令和 5 年 6 月 1 3 日付 5 中議第 4 6 0 号により意見聴取のあった下記条例案  
については、異議ありません。

記

- 第 4 4 号議案 中野区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 4 5 号議案 中野区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条  
例
- 第 5 8 号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇  
等に関する条例の一部を改正する条例

# 資料6

令和5年第2回定例会  
令和5年6月26日付託

## 陳情付託件名表（I）

### 《区民委員会付託》

第4号陳情 インボイス制度の導入延期を求める意見書を政府に提出することについて

第5号陳情 消費税インボイス制度導入の中止を求める意見書を政府に提出することについて

### 《厚生委員会付託》

第3号陳情 乳幼児（生後6ヶ月から4歳）と小児（5歳から11歳）のコロナワクチン接種に関する陳情

第6号陳情 加齢に伴う難聴を改善するため、補聴器購入費助成等の支援策を求める陳情

### 《子ども文教委員会付託》

第9号陳情 中野区の「地域子ども施設の整備・事業展開の方向性」に対するこどもの意見聴取と、こどもの意見反映について

### 《議会運営委員会付託》

第7号陳情 中野区議会傍聴に関する運営ルールの変更と必要な情報開示を求める陳情

第2回定例会一般質問時間一覧

参 考  
令和5年(2023年)6月23日現在

会 派 等 会派等持ち時間	分 A	氏 名	予定 B	残時間 ※ C	実績 D	個人・時間差 B(C)-D	会派等・時間差 A-D
立憲・国民・ネット・無所属議員団  2時間45分	165	森 たかゆき	45		34	11	
		ひやま 隆	30	41	33	8	
		杉山 司	30	38	30	8	
		細野 かよこ	30	38			
		間 ひとみ	30				
自由民主党議員団  2時間	120	加藤 たくま	45		41	4	
		山内 あきひろ	25	29	20	9	
		大内 しんご	25	34	30	4	
		武井 まさき	25	29			
公明党議員団  2時間	120	小林 ぜんいち	40		48	-8	0
		日野 たかし	40	32	35	-3	
		久保 りか	40	37	37	0	
日本共産党議員団 1時間15分	75	羽鳥 だいすけ	75		64	11	11
都民ファーストの会中野区議団  45分	45	内野 大三元	15		9	6	2
		大沢 ひろゆき	15	21	18	3	
		黒沢 ゆか	15	18	16	2	
無所属	15分	15	むとう 有子	15			
無所属	15分	15	石坂 わたる	15			
無所属	15分	15	小宮山 たかし	15			
無所属	15分	15	吉田 康一郎	15			
無所属	15分	15	立石 りお	15			
無所属	15分	15	斉藤 けいた	15			
無所属	15分	15	井関 源二	15			
合計(10時間30分)	630	23人	630		415		

※「残時間」は、会派等持ち時間から前の質問者の実績時間を引いた実質的な残り時間。

※議場での残り時間表示は「残時間」により行う。

※「実績(D)」は、各人の実績の秒単位を切り捨てた時間で表示。

## 令和5年 第3回定例会日程表（第1案）

&lt;会期38日間 9月12日～10月19日&gt;

月	日	曜	午 前	午 後
8月	29日	火		1 議会運営委員会
	30日	水		
	31日	木		
9月	1日	金		5 請願・陳情締切
	2日	土		
	3日	日		
	4日	月		
	5日	火		1 議会運営委員会
	6日	水		5 一般質問通告締切
	7日	木		
	8日	金		
	9日	土		
	10日	日		
	11日	月		
	12日	火	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問)
	13日	水	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問)
	14日	木	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問・決算上程) 決算特別委員会・決算特別委員会理事会
	15日	金		
	16日	土		
	17日	日		
	18日	月	敬 老 の 日	
	19日	火	11 決算特別委員会理事会	1 決算特別委員会(総括説明)
	20日	水	決 算 検 討 日	
	21日	木	10 決算特別委員会(総括質疑)	(終了後)決算特別委員会理事会
	22日	金	10 決算特別委員会(総括質疑)	(終了後)決算特別委員会理事会
	23日	土	秋 分 の 日	
	24日	日		
	25日	月	10 決算特別委員会(総括質疑)	(終了後)決算特別委員会理事会
	26日	火	10 決算特別委員会(総括質疑)	
	27日	水		1 決算分科会
	28日	木		1 決算分科会
	29日	金		1 決算分科会
	30日	土		
10月	1日	日		
	2日	月	( 事 務 整 理 日 )	
	3日	火	11 決算特別委員会理事会	1 決算特別委員会(主査報告・採決)
	4日	水	10 議会運営委員会	1 本会議(決算議決・議案上程)
	5日	木		
	6日	金		1 常任委員会
	7日	土		
	8日	日		
	9日	月	ス ポ ー ツ の 日	
	10日	火		1 常任委員会
	11日	水		1 常任委員会
	12日	木		1 特別委員会(駅周・沿線特)
	13日	金		1 特別委員会(危機管理特)
	14日	土		
	15日	日		
	16日	月		1 特別委員会(少子化特)
	17日	火	( 事 務 整 理 日 )	
	18日	水		
	19日	木	10 議会運営委員会	1 本会議(議案等議決)

## 令和 5 年 第 3 回定例会日程表（第 2 案）

&lt;会期 37 日間 9 月 14 日～10 月 20 日&gt;

月	日	曜	午 前	午 後
8月	31日	木		1 議会運営委員会
9月	1日	金		
	2日	土		
	3日	日		
	4日	月		
	5日	火		5 請願・陳情締切
	6日	水		
	7日	木		1 議会運営委員会
	8日	金		5 一般質問通告締切
	9日	土		
	10日	日		
	11日	月		
	12日	火		
	13日	水		
	14日	木	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問）
	15日	金	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問）
	16日	土		
	17日	日		
	18日	月	敬 老 の 日	
	19日	火	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問・決算上程） 決算特別委員会・決算特別委員会理事会
	20日	水		
	21日	木	11 決算特別委員会理事会	1 決算特別委員会（総括説明）
	22日	金	決 算 検 討 日	
	23日	土	秋 分 の 日	
	24日	日		
	25日	月	10 決算特別委員会（総括質疑）	（終了後）決算特別委員会理事会
	26日	火	10 決算特別委員会（総括質疑）	（終了後）決算特別委員会理事会
	27日	水	10 決算特別委員会（総括質疑）	（終了後）決算特別委員会理事会
	28日	木	10 決算特別委員会（総括質疑）	
	29日	金		1 決算分科会
	30日	土		
10月	1日	日		
	2日	月		1 決算分科会
	3日	火		1 決算分科会
	4日	水	（ 事 務 整 理 日 ）	
	5日	木	11 決算特別委員会理事会	1 決算特別委員会（主査報告・採決）
	6日	金	10 議会運営委員会	1 本会議（決算議決・議案上程）
	7日	土		
	8日	日		
	9日	月	ス ポ ー ツ の 日	
	10日	火		
	11日	水		1 常任委員会
	12日	木		1 常任委員会
	13日	金		1 常任委員会
	14日	土		
	15日	日		
	16日	月		1 特別委員会（駅周・沿線特）
	17日	火		1 特別委員会（危機管理特）
	18日	水		1 特別委員会（少子化特）
	19日	木	（ 事 務 整 理 日 ）	
	20日	金	10 議会運営委員会	1 本会議（議案等議決）

## 令和5年 第4回定例会日程表（第1案）

＜会期16日間 11月28日～12月13日＞

月	日	曜	午 前	午 後
11月	14日	火		1 議会運営委員会
	15日	水		
	16日	木		
	17日	金		5 請願・陳情締切
	18日	土		
	19日	日		
	20日	月		
	21日	火		1 議会運営委員会 5 一般質問通告締切
	22日	水		
	23日	木	勤 労 感 謝 の 日	
	24日	金		
	25日	土		
	26日	日		
	27日	月		
	28日	火	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問） 5 請願・陳情締切
	29日	水	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問）
	30日	木	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問、議案上程）
12月	1日	金		
	2日	土		
	3日	日		
	4日	月		1 常任委員会
	5日	火		1 常任委員会
	6日	水		1 常任委員会
	7日	木		1 特別委員会（駅周・沿線特）
	8日	金		1 特別委員会（危機管理特）
	9日	土		
	10日	日		
	11日	月		1 特別委員会（少子化特）
	12日	火	（ 事 務 整 理 日 ）	
	13日	水	10 議会運営委員会	1 本会議（議案等議決）

## 令和5年 第4回定例会日程表（第2案）

&lt;会期16日間 11月27日～12月12日&gt;

月	日	曜	午 前	午 後
11月	13日	月		1 議会運営委員会
	14日	火		
	15日	水		
	16日	木		5 請願・陳情締切
	17日	金		
	18日	土		
	19日	日		
	20日	月		1 議会運営委員会 5 一般質問通告締切
	21日	火		
	22日	水		
	23日	木	勤 労 感 謝 の 日	
	24日	金		
	25日	土		
	26日	日		
	27日	月	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問） 5 請願・陳情締切
	28日	火	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問）
	29日	水	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問、議案上程）
	30日	木		
12月	1日	金		1 常任委員会
	2日	土		
	3日	日		
	4日	月		1 常任委員会
	5日	火		1 常任委員会
	6日	水		1 特別委員会（駅周・沿線特）
	7日	木		1 特別委員会（危機管理特）
	8日	金		1 特別委員会（少子化特）
	9日	土		
	10日	日		
	11日	月	（ 事 務 整 理 日 ）	
	12日	火	10 議会運営委員会	1 本会議（議案等議決）

## 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書(案)

文部科学省「学校基本調査」によると、特別支援教育を受ける児童生徒は年々増加しており、10年間で、特別支援学校については学校数が約11%増加、児童生徒数は約14.3%増加、特別支援学級は1.6倍に増え、児童生徒数は2.1倍に増加している。また通級による指導を受けている児童生徒数は約2.6倍に増え、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要になっている。

このような状況に適切に対処するためには、特別支援学校・学級への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠である。また今日、共生社会の形成に向けて、「障害者の権利に関する条約」に基づき、子どもたちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、そのためにも我が国の特別支援教育のさらなる拡充が必要である。

よって、中野区議会は、政府に対し、医療的ケアを含めた特別支援教育が必要な子どもの増加や、さまざまな障がいのある児童生徒に的確に対応した教育を実現するために、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置に向けて、以下の事項について財政措置を含めた特段の措置を講じることを求める。

### 記

#### 1 特別支援教育支援員の適切な配置

障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室移動の補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の適切な配置への支援をすること。

#### 2 特別支援教育コーディネーターの適切な配置

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整の役割を担い、子どもたちのニーズに合わせた支援をサポートする特別支援教育コーディネーターの適切な配置への支援をすること。

#### 3 看護師等の専門家の適切な配置

医療的ケアが必要な子どもや、障がいのある子どもへの支援を的確に実施するために、看護師、ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、PT（理学療法士）等の専門家の必要に応じた適切な配置への支援をすること。

#### 4 特別支援学校のセンター的機能の強化

各学校でインクルーシブ教育を一体的に進めるために、担当の教員だけでなく学校長等に対する指導や研修等を実施し、校内全体での取り組みを促進するために、特別支援学校のセンター的機能強化への支援をすること。

#### 5 特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置

GIGAスクール構想により整備された1人1台の端末を、特別支援学級や特別支援学校において、授業はもとより、個々の特性や教育的ニーズに応じた支援

ツールとして有効に活用するための特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置への支援をすること。

#### 6 特別支援学校教諭免許状の取得支援

特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の取得率は87.2%となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、教職員への取得支援の強化や、大学等における特別支援教育に関する科目の修得促進等、教職員に対する特別支援学校教諭免許状の取得への支援をすること。併せて、特別免許状についても強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

財務大臣

文部科学大臣 あて

中野区議会議長名

## 健康保険証の廃止撤回を求める意見書（案）

6月の国会で、健康保険証とマイナンバーを一体化する改定マイナンバー法が成立しました。この法改定により、来年10月には現行の保険証が廃止されることとなります。政府は、マイナンバーカードを所有しない・できない方には代替措置として紙の資格証を発行するとしていますが、資格証は被保険者が毎年申請する必要があります。遠隔地の施設に入所しているなど、申請そのものが困難である方もおり、無保険状態の方を生み出すことが懸念されています。また保険者の事務負担も膨大になります。保険証をマイナンバーカードに一本化することで、政府は「質の高い医療が提供できるようになる」と説明してきましたが、日本の医療制度の根幹である国民皆保険制度を壊すことになりかねません。

全国の医療機関から、深刻な事態が報告されています。全国保険医団体連合会が医療機関を対象に行った調査では、マイナンバーカードを使った保険資格の確認で5,493件のトラブルがあり、そのうち66.3%にあたる3,640件で「無効」や「該当資格なし」と表示されたとのこと。また、別人の保険情報が登録されていた事例は厚生労働省の調査で7,300件以上です。誤った情報に基づいて診察や投薬が行われる可能性があるということは、命や健康にかかわる重大事態です。

この間の共同通信社による電話調査で、一本化に伴う保険証の廃止について72%が廃止や延期を求めているとの調査結果が示されています。また新聞各社の社説でも軒並み「立ち止まって見直す」旨を主張しており、国民の中で不安の声は大きくなっています。

よって、中野区議会は、政府に対し、健康保険証の廃止を撤回するよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣 あて

デジタル大臣

中野区議会議長名

## 有機フッ素化合物（PFAS）汚染に対する早急な調査と対策を求める意見書（案）

有機フッ素化合物（PFAS）は自然界には存在しない化学物質で、発がん性があることが指摘されています。東京都下の多くの地域で、PFASによる深刻な水質汚染が広がっていることが、この間の報道で明らかになりました。多摩地域での650人分の住民の血液検査では、ほぼすべての人からPFASが検出され、85%に健康被害の恐れがあると結論づけられています。2021年の環境省水質調査では、代表的な有機フッ素化合物であるPFOS・PFOAの2種類の調査を行ったところ、都内15区20市1町で米国環境保護局の規制値4ナノグラムを上回っており、中野区はPFOSで22ナノグラム、PFOAで6.7ナノグラムと汚染の度合いが高く、区民の健康を守る観点から放置できません。

東京では、ジャーナリストの情報公開請求によって、2012年に横田基地の倉庫から3,000リットルの泡消火剤が消失したことが明らかになりました。在日米軍基地がPFASの汚染源である可能性が指摘される中、政府は在日米軍に対し調査を依頼していないことを認めています。

よって、中野区議会は、政府に対し、有機フッ素化合物（PFAS）汚染の早急な調査と対策を行うため、下記事項を強く要請します。

### 記

- 1 米国環境保護局等の指針を参考にして、PFAS規制を立法化すること
- 2 国民の健康と生命を守るために、国の責任で疫学調査、環境調査を実施すること
- 3 汚染源が疑われる米軍基地の立ち入り調査を、政府が主権国家として実施すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

内閣総理大臣  
外務大臣  
厚生労働大臣 あて  
防衛大臣

中野区議会議長名

## 同性間の婚姻に関する議論を進めることを求める意見書（案）

政府は同性間の婚姻について、「憲法24条において想定していない」とし、「現時点では検討していないため、憲法に適合するか否かの検討も行っていない」という見解を表明しています。

しかし、中野区をはじめ、わが国には地域を問わず、すでに数多くの同性のカップルが人生を共にし、結婚に相当する生活を営んでいます。しかし現在、日本国内において同性の婚姻はできません。共に築いた財産の相続も、他人と同じ扱いとなってしまいます。また、共に子ども（一方の実子等）を育てている同性カップルも存在し、大阪や愛知では同性カップルで養育里親となる人がいたり、中野区でも同性カップルが養育里親としての登録が可能となったりしています。しかし、法的にその子の「両親」になることはできません。

さらに、結婚した後、伴侶の同意のもとで性別適合手術を受けた人もいますが、「同性の婚姻という状態を避けるため」との理由から、婚姻を解消しなければ戸籍上の性別変更が許されず、見た目や性自認（性同一性）と異なる性別で生活をする事に苦しみ続けている人がいます。これらは中野区を含む地方自治体に広がる「パートナーシップ制度」では解決することができません。また、同性の婚姻制度がないことは、異性カップルのみが正当だという認識につながり、多くの性的少数者に、自分もひとしく社会で認められ尊重される存在だと思ふことをより難しくさせているとの指摘もあります。

性的少数者に対する理解がなかった憲法制定時、同性の婚姻は想定されていませんでした。しかし現在では、日本に住んでいる人口の68.4%の人は既にパートナーシップ制度のある自治体に住み、G7の6か国は同性の婚姻制度があります。性的少数者への理解や配慮を政府が積極的に呼びかけ、岸田首相も「性的指向、性自認を理由とする不当な差別、偏見はあってはならない。多様性が尊重され、すべての人々がお互いの人権や尊厳を大切に、生き生きと生きることができる社会を目指していかなければならない。」と述べています。社会的理解も進むもとの、同性カップルに関して裁判所が「不貞行為」を認定するなど、事実婚と同様に扱う事例もあらわれています。法律には民事法と刑事法がありますが、同性間の婚姻に関連する民事法についての法整備が望まれています。同性間の婚姻及び関連する民事法について「検討していない」から「議論する」へと進むことが今、求められています。

よって、中野区議会は、国会及び政府に対し、同性間の婚姻に関する議論及び関連する民事法に関する議論が促進されますことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣     あて  
法務大臣

中野区議会議長名